

防衛大学校における競争的研究資金の適正な運用に関する達を次のように定める。

平成20年10月10日

防衛大学校長 五百籬頭 眞

防衛大学校における競争的研究資金の適正な運用に関する達

改正 平成21年3月31日防衛大学校達第6号 平成24年4月6日防衛大学校達第8号
平成27年3月19日防衛大学校達第5号 平成28年3月31日防衛大学校達第3号
平成30年3月30日防衛大学校達第4号 令和2年12月24日防衛大学校達第27号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライ（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定。平成26年2月18日改正）を踏まえ、防衛大学校（以下「大学校」という。）における競争的研究資金の適正な管理及び効率的な使用を図るため、大学校における競争的研究資金の不正防止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において次の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「競争的研究資金」とは、文科科学省又は文科科学省が所管する独立行政法人並びに総務省等から配分される公的研究費をいう。
- (2) 「不正」とは、競争的研究資金のそれぞれの使用目的以外への流用又は架空の使用をいう。
- (3) 「研究者等」とは、大学校に勤務する競争的研究資金の運営、管理に携わる全ての者（教職員、非常勤職員、研究科学生、派遣労働者等を含む。）をいう。
- (4) 「部局」とは、総務部、教務部、先端学術推進機構、総合情報図書館及び各学群をいう。
- (5) 「配分機関」とは、大学校に競争的研究資金を配分する文科科学省又は文科科学省が所管する独立行政法人並びに総務省等をいう。

第2章 管理体制

(最高管理責任者)

第3条 大学校に最高管理責任者を置き、学校長をもって充てる。

推進機構長が定める。

2 最高管理責任者は大学校の競争的研究資金の運営・管理について最終責任を負う

とともに、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

- 3 最高管理責任者は、競争的研究資金の不正使用に関する情報を収集し、競争的研究資金の不正使用を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）（別冊）を策定する。

（統括管理責任者の責務）

第4条 大学に統括管理責任者を置き、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、総務部長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止計画に基づき実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 部局にコンプライアンス推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、所属する研究者等の競争的研究資金の運営及び管理を行うとともに、部局を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者が策定した不正防止計画を実施するとともに、部局に所属する研究者等の競争的研究資金の執行状況について常にモニタリングし、必要に応じて改善を指導するとともに、研究者等に対してコンプライアンス教育を行い、その受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

（研究者等の責務）

第6条 研究者等は、競争的研究資金が大学により管理される公的資金であることを十分に認識するとともに、別に定める事務処理手続及び行動規範を遵守しなければならない。

- 2 研究者等は、大学が公的研究費である競争的研究資金の適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを十分に認識しなければならない。

（経理事務）

第7条 競争的研究資金の経理事務については、防衛大学における競争的研究資金の経理事務に関する達（平成20年防衛大学達第13号）により処理するものとする。

（内部監査）

第8条 競争的研究資金の適正な運営及び管理のため、防衛省の会計監査に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第40号）第3条の規定に準じて内部監査を定期及び随時に実施する。

- 2 内部監査は総務部会計課長が実施するものとし、監査上必要な範囲において書類

- 若しくは物品の提示を求め、関係者に質問し、又は説明を求めることができる。
- 3 内部監査により不正が発覚した場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとし、最高管理責任者は、第19条に準じて取り扱うものとする。

第3章 不正防止対策室

(設置)

第9条 最高管理責任者のもとに、防衛大学校競争的研究資金不正防止対策室（以下「不正防止対策室」という。）を置く。

(任務)

第10条 不正防止対策室は、競争的研究資金の不正防止に関し、次の事項を行う。

- (1) 不正防止計画の策定及び推進に関すること。
 - (2) 不正防止、コンプライアンス意識に関する啓発、研修及び調査に関すること。
 - (3) その他不正防止のため必要な事項。
- 2 不正防止対策室は、前項の任務遂行に当たっては、関係部課室等の協力を得て、不正防止が総合的かつ有機的に実施されるよう運営及び管理を行うとともにコンプライアンス推進責任者の実施状況を確認する。

(室長)

第11条 不正防止対策室に室長を置き、先端学術推進機構長をもって充てる。

- 2 室長は、不正防止対策室の業務を総括する。

(副室長)

第12条 不正防止対策室に副室長を置き、先端学術推進機構事務室長をもって充てる。

- 2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第13条 不正防止対策室に室員を置き、先端学術推進機構事務室長が指名する職員をもって充てる。

- 2 室員は、室長及び副室長の命を受け、不正防止対策室の業務を処理する。

第4章 相談窓口

(設置)

第14条 大学校における競争的研究資金の事務手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を置く。

- 2 相談窓口は、次の各号に掲げる部署をもって組織する。
- (1) 研究の経理執行に関する事項については、総務部会計課とする。
 - (2) 大学校に所属する研究者の研究事務手続については、先端学術推進機構事務室とする。
- 3 相談窓口は、大学校における競争的研究資金に係わる事務処理手続に関する学内

外からの問い合わせに誠意を持って対応し、効率的な研究遂行のための適切な指導及び助言並びに支援に資するよう努めるものとする。

第5章 通報窓口

(設置)

第15条 大学校に、競争的研究資金の不正に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を置く。

(責任者及び担当者)

第16条 通報窓口責任者及び担当者を置く。

2 責任者は、総務課長をもって充て、担当者は総務課長が指名する職員をもって充てる。

(通報)

第17条 競争的研究資金の不正の疑いが存在すると思う者は、第15条に定める通報窓口で氏名及び連絡先を明示し、書面、電子メール、FAX、面談等の方法により通報を行うことができる。ただし、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の悪意に基づく通報を行ってはならない。

第6章 不正対応委員会

(設置)

第18条 大学校に、防衛大学校競争的研究資金不正対応委員会（以下「不正対応委員会」という。）を置く。

(任務)

第19条 不正対応委員会は通報窓口で第17条の規定による不正に関する通報又は報道があった事項について、配分機関に報告、協議するとともに調査、審査及び認定を行い、最高管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に対し、認定結果に基づく勧告の措置を行う。

(組織)

第20条 不正対応委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 教務部長
- (3) 先端学術推進機構長
- (4) 総合情報図書館長
- (5) 学群長
- (6) 総務部総務課長
- (7) 総務部会計課長
- (8) 教務部教務課長

- (9) 総務部会計課経理室長
 - (10) 先端学術推進機構事務室長
 - (11) 学外の弁護士又は公認会計士等
 - (12) その他最高管理責任者が必要と認める者
- 2 前項第11号、第12号の委員は、学校長が委嘱する。
(委員長)

第21条 不正対応委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、不正対応委員会を招集し、その議長となる。

(委員長代理)

第22条 不正対応委員会に委員長代理を置き、先端学術推進機構長をもって充てる。

- 2 委員長代理は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部会)

第23条 不正対応委員会に競争的研究資金の不正に関する通報のあった事項について調査を行うため、部会を置くことができる。

- 2 前項の部会に関し必要な事項は、不正対応委員会が別に定める。

(成立及び議事)

第24条 不正対応委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(調査等に関する取扱規則)

第25条 委員会等が行う競争的研究資金の不正使用又は不正使用の疑いが生じた場合、調査等の細部については別に定める。

(懲戒処分等の申立て)

第26条 不正対応委員会は、不正の存在を認定した場合には、懲戒処分等の基準に関する達(平成6年防衛大学校達第3号)第2条第1号に規定する懲戒権者等に申し立てるものとする。

第7章 通報者及び調査協力者の保護

(通報者及び調査協力者の保護)

第27条 大学校は、第17条に定める競争的研究資金の不正に関する通報を行った者(悪意に基づく通報を行った者を除く。)及び不正対応委員会が行う調査に協力したものが通報又は情報提供を行ったことを理由とする不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。

第8章 守秘義務及び協力義務

(守秘義務)

第28条 相談窓口並びに通報窓口の責任者及び担当者、不正対応委員会の委員、不正

対応委員会の行う調査の関係者、第29条に定める事務を処理する者その他の相談又は通報に関する者は、業務上知ることのできた情報を漏らしてはならない。当該職務を離れた後も同様とする。

(協力義務)

第29条 研究者等は、正当な理由がある場合を除き、不正防止対策室及び不正対応委員会の行う調査等に誠実に協力しなければならない。

第9章 雑則

(事務)

第30条 大学校における競争的研究資金の不正防止に関する事務は、総務部総務課及び会計課の協力を得て先端学術推進機構事務室において処理する。

(雑則)

第31条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この達は、平成20年10月10日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日防衛大学校達第6号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月6日防衛大学校達第8号)

この達は、平成24年4月6日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日防衛大学校達第6号)

この達は、平成27年3月19日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日防衛大学校達第3号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日防衛大学校達第4号)

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月24日防衛大学校達第27号)

この達は、令和2年12月24日から施行する。

競争的研究資金の不正防止計画

平成27年 3月 19日
防 衛 大 学 校

防衛大学校(以下「大学校」という。)は、競争的研究資金の適正な使用を徹底するため「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)において要請される「不正防止計画」を策定し、以下の内容について確実に実施する。

1 競争的研究資金の不正防止に向けた管理運営体制の整備

「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)に基づき、競争的研究資金の不正防止に向けた管理体制を整備するとともに、不正防止計画の策定及び推進により、競争的研究資金の不正防止に努める。

2 不正防止に向けた項目

(1) 執行状況の確認等

コンプライアンス推進責任者及び副責任者(以下、「コンプライアンス推進責任者等」という。)は、随時競争的研究資金の執行状況(学術研究助成基金助成金差引表)を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導する。

(2) コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス推進責任者等は不正防止対策室の支援を受け、コンプライアンス教育を実施し、研究者等総員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。その際、研究者等から不正使用を行わない旨の誓約書(別紙第1)を提出させる。

(3) 物品発注、検収の適正な実施

大学校の物品発注、検収は、原則として防衛大学校の会計に関する職務権限規程に規定する権限者が購入依頼に基づき行う。

(4) 取引業者への注意喚起

取引業者に規則を遵守し不正に関与しない旨の誓約書（別紙第2）を契約締結時に提出させる。また、不正な取引を行った業者について、「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領について（通達）」（防経装第10622号）に準じて、取引停止の措置を講じる。

(5) 旅費の事実確認

出張が完了した後は、出張報告書の提出を徹底するとともに、用務の内容に応じて、出張の確認を客観的に判断するための書類を添付することとする。

(6) 謝金等の事実確認

研究補助者などを雇用する場合、コンプライアンス推進責任者等は定期的に勤務状況の確認を実施することとし、必要に応じて業務内容についてヒアリングを実施する。講演会等を実施する際の講師等への謝金については、実施済報告書に開催したことの確認ができる資料を添付することとし、必要に応じてコンプライアンス推進責任者等は講演会等の実施状況の確認を行う。

(7) 監査体制の強化

適正な事務の執行を行うため、総務部会計課は内部監査を定期及び随時実施する。

(8) 研究者等への法令遵守の徹底

不正防止対策室は競争的研究資金の不正防止のための科研費ハンドブックを作成するとともに、大学校の関連規則の内容について、周知徹底を図るための説明会研修会等をコンプライアンス推進責任者等と連携し開催する。

3 不正防止計画の不断の点検見直し

不正防止計画については、文部科学省等からの情報提供、大学校や他大学における不正事例の対応、検証結果等を参考に不断の点検と見直しを行う。

4 実施状況の確認

コンプライアンス推進責任者等は翌年度4月末日までに、不正防止計画実施状況表（別紙第3）を統括管理責任者に提出し報告するとともに、不正防止対策室長へ写を送付する。

誓 約 書

私は、防衛大学校における競争的研究資金の適正な運用に関する達（防衛大学校達第 1 2 号）及び関連規則並びに防衛大学校研究者及び研究支援者行動規範について（防大教第 3 9 6 号）を遵守し、競争的研究資金の不正な使用を行いません。

万が一規則に違反して不正を行った場合は、防衛大学校及び競争的研究資金の配分機関での処分及び法的な責任を負うことを誓約します。

年 月 日

防 衛 大 学 校 長 殿

(自署)

(所属・官職)

(氏名)

誓約書

当社（下請負者を含む。）は、〇〇年度防衛大学校との競争的資金の契約に当たり、防衛大学校の入札及び契約心得を遵守するとともに、

- ・不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

以上の事項についても留意し、適切な契約を行うことを誓約します。

年 月 日

競争的研究資金契約担当官 殿

(社名)

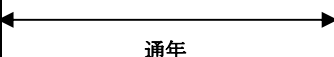
(代表者役職・氏名)

不正使用防止計画の実施状況表

学群（部）

学科・室（課）

項目	内容	実施・確認日				成果・留意事項
		1/四	2/四	3/四	4/四	
執行状況の確認	随時競争的研究資金の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、教職員に対し、理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導する。					
コンプライアンス教育の実施	不正防止対策室の支援を受け、コンプライアンス教育を実施し、教職員に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。その際、関係教職員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。					
物品発注検収の適正な実施	大学校の物品発注、検収は、原則として大学校の会計に関する職務権限規程に規定する権限者が購入依頼に基づき行う。					
旅費の事実確認	出張が完了した後は、出張報告書の提出を徹底するとともに、用務の内容に応じて、出張の確認を客観的に判断するための書類を添付する。					
謝金等の事実確認	研究補助者などを雇用する場合、コンプライアンス推進責任者等は定期的に勤務状況の確認を実施することとし、必要に応じて業務内容についてヒアリングを実施する。 講演会等を実施する際の講師等への謝金については、実施済報告書に開催したことの確認ができる資料を添付することとし、必要に応じてコンプライアンス推進責任者等は講演会等の実施状況の確認を行う。					
取引業者への注意喚起	取引業者に規則を遵守し不正に関与しない旨の誓約書を契約締結時に提出。また不な取引を行った業者について、「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領について（通達）」（防経装第10622号）に準拠し、取引停止の措置を講じる。					

項目	内容	実施確認日				成果・留意事項
		1/四	2/四	3/四	4/四	
監査体制の強化	適正な事務の執行を行うため、総務課会計課による内部監査を定期及び随時実施する。					
研究者等への法令遵守の徹底	不正防止対策室は競争的研究資金の不正防止のためのハンドブックを作成する。 大学校の関連規則の内容について、周知徹底を図るための説明会研修会等をコンプライアンス推進責任者等と連携し開催する。					
不正防止計画の不断の点検見直し	不正防止計画は、文部科学省等からの情報提供、大学校や他大学における不正事例の対応、検証結果等を参考に不断の点検と見直しを行う。	 通年				